

平成 25 年度 第 1 回横浜市精神保健福祉審議会

平成 25 年 7 月 29 日 (月)
午後 3 時～午後 5 時
障害福祉部大会議室 (KRCビル 6 階)

《 次 第 》

1 開会

2 障害福祉部長あいさつ

3 議題

- (1) 横浜市精神保健福祉審議会運営要領の改正等について 【資料 1】
- (2) 横浜市精神保健福祉施策の目指す方向性 (案) について 【資料 2】

4 報告事項

- (1) 平成 25 年度予算について 【資料 3】
- (2) 精神保健福祉対策事業について 【資料 4】
- (3) 精神保健福祉法に基づく指定病院の指定について 【資料 5】

横浜市精神保健福祉審議会運営要領の改正等について

平成 23 年度第 2 回の当審議会で、それまで「附属機関に準ずるもの」として位置づけられていた「横浜市こころの健康相談センター自立支援医療（精神通院医療）及び精神保健福祉手帳判定会議」（以下、「判定会議」という。）を、「附属機関等の見直し指針」に基づき、当審議会の下部組織である分科会として位置づける規定を横浜市精神保健福祉審議会条例（以下、「条例」という。）に追記することをご承認いただきました。（別紙、横浜市精神保健福祉審議会条例第 6 条参照。）

これに伴い、横浜市精神保健福祉審議会運営要領（以下、「運営要領」という。）を次のとおり改正します。

また、条例及び運営要領の内容を反映した当該判定会議の運営要領を新たに制定し、これまでの事務取扱要領を廃止します。

■ 横浜市精神保健福祉審議会運営要領 新旧対照表

改正後	改正前
第 1 条～第 6 条 省略 <u>（分科会）</u> 第 7 条 <u>条例第 6 条の規定に基づき設置する分科会に副分科会長を置くことができる。副分科会長は分科会の委員の互選により定める。</u> 2 <u>副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代行する。</u> 3 <u>条例第 6 条第 2 項により会長が指名する分科会の委員には、条例第 2 条第 2 項第 2 号に規定する者のうちから、分科会に必要な精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 18 条に定める精神保健指定医の資格を有するものを含めることが望ましい。</u> 4 <u>分科会には、分科会委員のほかに外部委員を置くことができる。</u> <u>（分科会の開催）</u> 第 8 条 <u>条例第 6 条第 3 項の規定に基づき選ばれた分科会長は、分科会の会務を総括する。</u> 2 <u>分科会の議事は、分科会の議決をもって決する。</u> 3 <u>分科会の議事内容は、分科会長が障害企画</u>	第 1 条～第 6 条 省略 （新設）

課長に報告する。また、障害企画課長は、分科会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(部会)

第9条 条例第7条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置くことができる。副部会長は部会の委員の互選により定める。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

第10条～第15条 省略

(幹事)

第16条 条例第8条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉部長が行う。

第17条 省略

(委任)

第18条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会、分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会の議決を経て、それぞれの長が定める。

附 則

1 この要領は、平成25年4月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(部会)

第7条 条例第6条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

第8条～第13条 省略

(幹事)

第14条 条例第7条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉部長が行う。

第15条 省略

(委任)

第16条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定め、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議決を経て部会長が定める。

■ 横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 平成25年4月15日健障企第726号(局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成8年3月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事日程)

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

(開会等)

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

(議事の運営)

第4条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

(発言及び採決)

第5条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

(会議録)

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

(1) 開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

(3) 議事日程等

(4) 議案に関する議事及び議決の状況

(5) 議案及び関係資料

(6) その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで1か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとするができる。

(分科会)

第7条 条例第6条の規定に基づき設置する分科会に副分科会長を置くことができる。副分科会長は分科会の委員の互選により定める。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 条例第6条第2項により会長が指名する分科会の委員には、条例第2条第2項第2号に規定する者のうちから、分科会に必要な精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条に定める精神保健指定医の資格を有するものを含めることが望ましい。

4 分科会には、分科会委員のほかに外部委員を置くことができる。
(分科会の開催)

第8条 条例第6条第3項の規定に基づき選ばれた分科会長は、分科会の会務を総括する。

2 分科会の議事は、分科会の議決をもって決する。

3 分科会の議事内容は、分科会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、分科会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(部会)

第9条 条例第7条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置くことができる。副部会長は部会の委員の互選により定める。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

第10条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会の議事内容は、部会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第11条 審議会の会議は、公開とする。

2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。

3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第12条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第13条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。た

だし、会長が許可した場合は、この限りでない。

- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障がある と認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第14条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をする ときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第15条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定 する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第16条 条例第8条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉部長が行う。

(庶務)

第17条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(委任)

第18条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会、分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会の議決を経て、それぞれの長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年11月29日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年3月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

■ 横浜市こころの健康相談センター自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳判定会議運営要領

制定 平成 25 年 4 月 15 日健障企第 726 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「法」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、横浜市が行う自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定（以下、「精神通院医療」という。）及び精神障害者保健福祉手帳交付（以下、「手帳交付」という。）の判定事務のために設置する横浜市こころの健康相談センター自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳判定会議（以下、「判定会」という。）について、横浜市精神保健福祉審議会条例（以下、「条例」という。）及び横浜市精神保健福祉審議会運営要領（以下、「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（判定会の設置）

第 2 条 法第 6 条第 2 項の規定に基づく判定を適正に行うため、判定会は横浜市精神保健福祉審議会の分科会として横浜市こころの健康相談センターに設置する。

（判定対象）

第 3 条 判定会は、次の判定を行う。

- (1) 精神通院医療の申請（更新の申請を含む。）のうち、自立支援医療診断書（精神通院医療用）が添付された申請に係る精神通院医療の適否の判定
- (2) 精神通院医療の申請（更新の申請を含む。）のうち、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）の写し（すでに精神障害者保健福祉手帳を取得している者が、その手帳を取得した際に提出した診断書の写しに限る。）が添付された申請に係る精神通院医療の適否の判定
- (3) 手帳交付の申請（更新、再承認及び障害等級の変更を含む。）のうち、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）が添付された申請に係る手帳交付の可否及び障害等級の判定
- (4) 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）を添付して精神通院医療と手帳交付を併せて行う申請における、手帳交付の可否及び障害等級の判定並びに精神通院医療の適否の判定

（判定基準）

第 4 条 精神通院医療及び手帳交付の判定は、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定判定指針（平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号）及び精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1133 号）に基づき行う。

（判定会）

第 5 条 判定会は、要領第 7 条第 3 項に基づく委員及び要領第 7 条第 4 項に基づく外部委員（以下、「判定委員」という。）並びに横浜市こころの健康相談センター長（以下、「センター長」）により構成する。

2 判定会の委員数は、センター長が定める。

3 判定会は、判定委員の出席をもって開催するものとする。ただし、分科会長が認める場合はこの限りでない。

4 判定委員は、判定会に出席することにより知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 判定会の議事は、判定委員の判定を受けたうえで、センター長が決する。

(判定委員の委嘱)

第6条 判定委員は、市長が委嘱するものとする。ただし、要領第7条第4項に基づく外部委員は法第18条に基づく精神保健指定医の資格を有する者から委嘱するものとする。

2 判定委員の任期は、1年とする。なお、再任は妨げないものとする。

3 判定委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の非公開)

第7条 判定会は横浜市に保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条第2項の規定に基づき非公開とする。

(庶務)

第8条 判定会の運営に必要な事務は、横浜市こころの健康相談センターにおいて処理する。

2 センター長は、判定会の開催日程を決定し、あらかじめ判定委員に通知するものとする。

3 センター長は、第3条に基づく診断書の記載について、事前に不備等の点検を行い、判定会における正確、適正な判定が可能となるよう努めるものとする。

附 則

1 この要領は平成25年4月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 横浜市こころの健康相談センター自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳判定事務取扱要領（平成15年4月1日衛精第1054号）は廃止する。

横浜市精神保健福祉施策の目指す方向性(案)

国の目指す方向性

精神保健福祉施策について「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、
 ①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化、を今後10年間で進める。
 ～平成16年9月「精神保健福祉施策の改革ビジョンの枠組み」より
 「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本理念を実現するための取組み
 I 地域移行、社会的入院の解消に向けた、病院からの退院に関する明確な目標値の設定
 II 地域移行・地域生活を可能とする地域の受け皿整備
 ～平成23年10月国公表資料より

よこはま保健医療プラン2013

①5大疾病ごとの切れ目のない保健医療連携の体制の構築
 横浜市の精神保健福祉の状況、予防・普及啓発、治療～回復、回復～地域生活への復帰、社会参加
 ②メンタルヘルス対策の推進 メンタルヘルス対策や自殺対策等

横浜市の目指す方向性(プランの今後の施策より抜粋)

・誰もが精神疾患について、偏見ではなく、予防の考え方も含めた疾患特性についての正しい知識を得ることができるように、効果的な手法を検証しながら、普及啓発を行います。
 ・家族などの本人に身近な方や支援者の方々が、精神疾患に特有の病状悪化等に早めに気づき、必要な窓口や医療支援につなげることが出来るように、人材育成を行います。
 ・支援体制の構築にあたり、本人やその家族のエンパワメントに十分配慮しながら、保健、医療、福祉の相互作用を最大限に発揮するため、多職種が参画するチームアプローチを基本とした支援計画の構築に取り組みます。

日中活動の場や居場所



当事者によるピア活動の促進



就労に関する支援

- 就労移行支援施設
- 就労継続支援施設
- 障害者就労支援センター
- ハローワーク
- 横浜市職場実習事業
- 復職デイケア

経済的支援

- 自立支援医療制度
- 入院医療保護金
- 障害者年金制度
- 生活保護制度

区福祉保健センターによる支援

- 未治療、治療中断者への訪問による受診受療援助
- メンタルヘルス含む各種福祉保健相談
- 精神科嘱託医師による精神保健相談
- 各種家族教室等の開催
- 家族会やボランティア団体等への支援
- 各種福祉制度の利用へ向けた支援
- 地域ネットワークの構築
- 地域に対する精神保健・予防活動



そして就労へ

入院から地域へ

医療で支える



病状悪化時の短期入院 休息目的の入院等

サービスで支える



人で支える



後見人

あんしんサポーター

同意者等のご家族

あんしんキーパー & あんしんマネジャー

障害者総合支援法

- 平成25年4月に障害者総合支援法施行
- 重度訪問介護の精神障害者への拡大

短期入所機能の地域展開

- 精神障害者が利用できる短期入所施設は市内3か所のみ。(港北区・旭区・神奈川区)
- 所在エリアの偏り。

計画相談支援事業の導入

- 計画相談支援を平成24年度から3年間かけて段階的に導入。
- ケアマネジメント機能が区福祉保健センターから指定特定相談支援事業者へ。
- 区福祉保健センターの役割は、未受診、治療中断及び支援困難な事例への介入、虐待事例等への対応に重点が移行。
- 指定特定相談支援事業者への支援。

精神保健福祉法の改正

- 法第20条の保護者制度の廃止及び医療保護入院の見直し(入院に同意できるものを規定)
- 精神科病院入院患者の63%が医療保護入院。
- 市長同意制度も併せて改正される見込み。
- 精神科病院における退院後生活環境相談員の選任義務

周辺の精神保健福祉施策

- 精神科病院の病床管理
- 自殺対策の展開
- 発達障害者支援施策の拡充
- 医療観察法対象者への支援
- 虐待に対する危機介入及び虐待を予防する普及啓発

障害者法定雇用率

- 平成25年4月より一般企業の法定雇用率が1.8%から2.0%へ変更。(自治体は2.1%から2.3%へ)
課せられる企業が従業員56人以上から50人以上企業へ変更。
- 平成27年4月より「障害者雇用納付金」制度の対象企業が拡大される。常時雇用する労働者数が100人を超える企業が対象となる。(現行は労働者数200人超の企業が対象)
- 平成30年4月より障害者法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。

将来にわたるあんしん施策

- ①親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築
- ②障害者の高齢化・重度化への対応
- ③地域生活のためのきめ細かな対応

具体例
 ・障害者後見の支援制度
 ・精神障害者の家族支援事業
 ・発達障害者支援体制整備事業
 ・障害者自立生活アシスタント事業
 ・精神科救急協力病院保護室整備事業

障害者プラン

(横浜市障害福祉計画)

- 重点施策
- ①普及・啓発のさらなる充実
 - ②相談支援システムの機能強化
 - ③地域生活を総合的に支える仕組みの構築
 - ④医療環境・医療体制の充実
 - ⑤障害児支援の体制強化
 - ⑥障害者就労支援の一層の拡充強化
 - ⑦発達障害児・者支援の体制整備



平 成 2 5 年 度

予 算 概 要 (抜粋)

健康福祉局障害福祉部
こども青少年局障害児福祉保健課

健康福祉局障害福祉部 予算概要

健康福祉局予算案の考え方

少子高齢化は、本市においても急速に進展しており、単身高齢者世帯の増加や地域のつながりの希薄化という傾向が、年々深刻化するとともに、団塊の世代が後期高齢者となり、医療費など社会保障費の急増が見込まれる「2025年問題」への対応が求められています。

また、長引く景気の低迷を背景に、経済や雇用等において非常に厳しい情勢が続く中、生活困窮者の増加が大きな課題となっています。

一方で、将来に向けて、子どもから大人まで福祉・保健・医療の各分野における市民生活の安心・安全を確保するため、施策の着実な実施とともに、一層「予防・自立・備え」にも重点を置いて取り組んでいくことが必要です。

平成25年度の健康福祉局予算は、これらの視点を重視しつつ、中期4か年計画の最終年として“成果”を確実に出せるよう、市民の皆様への「今日の安心、明日の安心、そして将来の安心」の実現に向け、「限られた財源」の中で、その効果を最大限発揮するための予算としています。

その中でも特に、

- 身近な地域で医療や介護を受けることのできる体制づくり
- 健康づくり、疾病予防、介護予防対策の充実
- 生活困窮者を対象とした支援の強化など、自立支援策の充実
- 災害発生時の医療体制等の充実
- 持続可能な各種福祉保健医療制度の構築

を健康福祉局の重要課題として掲げ、こうした課題に最優先に取り組みます。

主な取組として、まず、平成25年度が計画の初年度となる「よこはま保健医療プラン2013」や「第2期健康横浜21」等を踏まえ、がん検診の普及等に取り組むとともに、在宅医療と在宅介護の連携、市民一人ひとりが健康づくりに取り組む仕組みの構築を進めます。また、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステムの実現」や介護予防事業の充実、認知症疾患医療センターの拡充、将来にわたるあんしん施策として後見的支援制度の実施区の拡大などにも取り組みます。

次に、増大する扶助費の縮減に向け、被保護者自立支援プログラムの更なる拡充、生活困窮者支援のモデル事業やハローワーク機能の区役所内設置などを進めるとともに、不正受給防止対策を含めた生活保護制度の適正運用にも取り組みます。

また、東日本大震災の教訓をもとに、災害発生時の医療体制を充実するため、休日急患診療所等の通信体制の強化、薬局等への緊急持ち出し医薬品の配備等を行います。さらに、条例に基づき要援護者の個人情報地域に提供できるようにして、発災時の支援に備えます。

一方、各種福祉保健サービスを今後も安定的に継続して必要な方に提供できるよう、必要な施策を展開するとともに、障害者の移動支援施策を再構築し、対象者を拡大します。また、国民健康保険においては、政令改正による保険料の算定方法の変更に伴う対応を行うとともに、重度障害者医療費助成では、精神障害者への対象拡大を行います。

さらに、放射線対策の実施や、福祉のまちづくり、福祉保健医療人材の確保など重要な課題への対応も着実に進めます。

平成25年度 健康福祉局予算案総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項目	本年度	前年度	増△減	増減率	備考
7款					
健康福祉費	297,548,436	285,687,320	11,861,116	4.2	
1項					
社会福祉費	41,288,538	40,107,241	1,181,297	2.9	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2項					
障害者福祉費	83,117,848	76,789,672	6,328,176	8.2	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項					
老人福祉費	10,083,758	10,045,504	38,254	0.4	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項					
生活援護費	130,299,801	128,315,287	1,984,514	1.5	生活保護費、援護対策費
5項					
健康福祉施設整備費	12,170,542	9,789,358	2,381,184	24.3	健康福祉施設整備費
6項					
公衆衛生費	18,090,023	18,307,292	△ 217,269	△ 1.2	予防費、健康診査費、健康づくり費、医療対策費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7項					
環境衛生費	2,497,926	2,332,966	164,960	7.1	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17款					
諸支出金	107,945,501	104,789,568	3,155,933	3.0	
1項					
特別会計繰出金	107,945,501	104,789,568	3,155,933	3.0	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業、高速鉄道事業及び病院事業会計繰出金
一般会計計	405,493,937	390,476,888	15,017,049	3.8	
(特別会計)					
国民健康保険事業費会計	370,124,361	359,535,112	10,589,249	2.9	
介護保険事業費会計	222,055,548	213,391,093	8,664,455	4.1	
後期高齢者医療事業費会計	62,968,847	63,060,771	△ 91,924	△ 0.1	
公害被害者救済事業費会計	47,906	41,504	6,402	15.4	
新墓園事業費会計	294,773	600,543	△ 305,770	△ 50.9	
特別会計計	655,491,435	636,629,023	18,862,412	3.0	

健康福祉局一般会計予算案の財源		
	本年度	前年度
特定財源	(42.8)	(43.7)
	173,587,973	170,830,687
一般財源	(57.2)	(56.3)
	231,905,964	219,646,201
合計	(100)	(100)
計	405,493,937	390,476,888

() 内は構成比

Ⅲ 障害者施策の推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 将来にわたるあんしん施策

障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など、地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう、「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

2 障害者総合支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者相談支援事業	計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【予算概要15】
	障害者居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【予算概要16,17】
	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【予算概要18】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。【予算概要18】
	障害者自立生活アシスタント事業	知的障害者施設や地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任職員が、単身等で地域で生活をする知的障害者、精神障害者等に対して、支援を行います。【予算概要18】
	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホーム・ケアホームにおいて、4～10人の障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。【予算概要19】
	地域活動支援センター運営事業	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対して助成を行います。【予算概要20】
	障害児・者短期入所事業	疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。
	障害者支援施設等自立支援給付費	障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。
	生活支援事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。

3 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【予算概要15】
	小規模通所施設補助事業	障害者が、自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する「地域作業所」や作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設に対して助成を行います。【予算概要20】
	自殺対策事業	自殺対策強化のため、地域自殺対策情報センターをこころの健康相談センターに設置し、地域連携を強化し、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。【予算概要22】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。【予算概要23】
	重度障害者医療費援助事業	重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【予算概要24】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【予算概要25】
	心身障害者扶養共済事業	障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。

将来にわたる あんしん施策		将来にわたるあんしん施策について 障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう「将来にわたるあんしん施策」を実施します。 本施策は、22年4月に廃止された在宅心身障害者手当の質的転換策であり、障害者施策推進協議会での協議を軸に、市民説明会等でのご意見も踏まえ具体化を図り、22年度から各施策を段階的に実施しています。	
本年度		千円	
		2,185,778	
前年度		2,670,368	
差引		△ 484,590	
本年度の 財源内訳	国	414,970	
	県	198,206	
	その他	—	
	市費	1,572,602	
※こども青少年局予算 (141,173千円)を含みます。			
2 障害者の高齢化・重度化への対応			
(1) 住まいの場の充実 59,673千円			
障害者グループホームB型設置運営費補助事業（運営費・改修費補助） グループホーム・ケアホームにおける、障害者の高齢化・重度化対応を検討するため、高齢化・重度化対応ホーム事業をモデル実施します。 また、既存のホームでも安心して地域での生活が続けられるよう、必要なバリアフリー改修に対し助成を行います。			
(2) 医療的ケア対応 3,720千円			
障害者施設で働く看護師のための巡回相談等事業 医療的なケアが必要な障害者の地域での生活を支えるため、障害者施設等で働く看護師を対象とした専門的機関の医師等による「医師・看護師等による巡回指導事業」や「障害者施設で働く看護師のための研修事業」を実施します。			
3 地域生活のためのきめ細かな対応			
(1) 医療・受診環境の充実 17,667千円			
ア 障害児・者の医療環境推進事業 主に知的障害のある障害者に対応する専門外来の設置を医療機関へ依頼し、協力医療機関に対して運営費を補助します。また、横浜市立大学医学部学生を対象とした福祉施設実習や、医療従事者向け研修会なども引き続き実施します。			
イ 肺炎球菌ワクチン接種助成事業 肺炎に罹患した場合、重症化や死亡のおそれが高い重度内部障害者に対し、肺炎球菌ワクチン接種費用を助成します。			

ウ 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

重度障害児・者が入院する場合、日常の支援に関わっている事業者等が入院先に職員を派遣し、コミュニケーション支援を行います。

(2) 総合的な移動支援施策体系の再構築

305,642千円

障害者等の外出を促進するため、主要な移動支援施策体系の再構築を図ります。将来に向けて、より利用しやすく、安定して持続可能な施策体系とすることを目指し、事業者・利用者双方にもご協力を求めながら、施策の見直しを実施します。

ア 移動情報センター運営等事業【中期】

移動支援にかかる地域の情報を収集し、支援が必要な人への情報提供、相談の窓口を設置します。(新たに3区で実施、累計9区)

また、区内の車両や運転手等を効率的に利用するための地域資源の調査を行い、エリア巡回車等の検討を行います。

イ 障害者移動支援事業等

ガイドボランティアの支援対象者や外出範囲の拡大、タクシー事業者福祉車両導入促進など、引き続き障害者の外出支援に取り組みます。

(3) その他 地域生活のきめ細かな対応

1,058,020千円

ア 障害者自立生活アシスタント事業

障害特性をふまえた日常生活上の支援を行う自立生活アシスタントを、市内のどこに住んでいても利用できるよう体制整備を引き続き進めます。

イ 福祉人材の確保・育成

ガイドヘルパー・同行援護従事者養成研修受講料助成、サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向けのスキルアップ研修を、引き続き実施します。

また、民間事業者等と協働した合同就職フェアを実施します。

ウ 精神障害者の家族支援事業

家族関係の悪化等により精神障害者との同居等が難しい家族に対し、必要に応じて家族の緊急滞在場所や障害について理解を深める機会を提供します。関係改善を図ることで、障害者と家族が地域での生活を継続できるよう支援します。

エ 高次脳機能障害者支援事業

高次脳機能障害支援センターによる、地域の相談拠点(鶴見区・旭区・港北区・泉区)に対する専門的な支援を継続します。また、高次脳機能障害者やその家族が安心して地域で生活できるよう、更なる相談支援拠点の整備を進めていきます。

オ 発達障害者支援体制整備事業

(ア) 発達障害者に対する有効な支援手法の開発のため、モデル事業(発達障害者就労移行支援事業)を継続実施します。

(イ) 発達障害者の生活課題に対応するため、サポートホーム(生活アセスメント付き居住支援)を実施し、地域での一人暮らしに向けた準備支援を行います。

カ 重度障害者(児)日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るための用具を給付します。新たに紙おむつの対象を重度知的障害児・者に拡大するとともに、基準額を見直します。

キ 災害時障害者支援事業

災害発生時に、障害があっても安心して避難場所で生活ができるよう、地域防災拠点である小中学校に、多目的トイレの整備を進めます。

15	障害者 相談支援事業等		事業内容 1 相談支援事業 433,204千円 障害者が地域で暮らすために、生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域での関係機関とのネットワーク化を図ります。 (1) 地域活動ホーム 18か所 (2) 障害児・者福祉施設等 5か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所 2 計画相談支援事業 238,872千円 障害者が個々に抱える課題解決に向けて適切なサービスを利用できるよう、指定相談事業所がサービス利用前に利用計画案を作成し、利用開始後に定期的なモニタリングを実施することで、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。 3 発達障害者支援体制整備事業 あんしん 34,256千円 〈18ページの3(3)オの再掲〉 (1) 発達障害者に対する有効な支援手法の開発のため、モデル事業（発達障害者就労移行支援事業）を継続実施します。 (2) 発達障害者の生活課題に対応するため、サポートホーム事業（生活アセスメント付き住居支援）を実施し、一人暮らしに向けた準備支援を行います。
本年度		千円 706,332	
前年度		515,570	
差引		190,762	
本年度の財源内訳	国	183,683	
	県	72,553	
	その他	—	
	市費	450,096	

16	障害者 居宅介護事業		事業内容 障害児・者がホームヘルプサービス及びガイドヘルプサービスを利用して在宅生活を送れるよう支援します。 なお、ガイドヘルプサービスは、利用対象範囲を通学・通所にも拡大します。 1 障害者ホームヘルプ事業 7,979,574千円 (1) 対象者 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害・知的障害・精神障害児・者 (2) 総利用時間見込 2,303,731時間 2 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 1,987,872千円 (1) 対象者 単独で外出が困難な、知的障害児・者、精神障害児・者及び1～2級の身体障害児・者 (2) 総利用時間見込 668,468時間 (3) ガイドヘルパー確保・育成 〈18ページの(3)イの再掲〉 ア ガイドヘルパー等研修受講料助成 資格取得のための研修受講料一部助成 イ ガイドヘルパースキルアップ研修 サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向け研修
本年度		千円 9,967,446	
前年度		7,863,518	
差引		2,103,928	
本年度の財源内訳	国	4,900,482	
	県	2,452,140	
	その他	600	
	市費	2,614,224	

17	障 害 者 移 動 支 援 事 業	事業内容 障害者等の外出を促進するとともに、主要な施策体系の再構築を図ります。	
本 年 度		千円	5,535,131
前 年 度			4,854,055
差 引			681,076
本 年 度 の 財 源 内 訳	国		980,756
	県		492,277
	その他		60,631
	市 費		4,001,467
事業内容 障害者等の外出を促進するとともに、主要な施策体系の再構築を図ります。			
1 特別乗車券交付事業 〈拡充〉 2,660,356千円 市営交通機関、市内を運行する民営バス及び金沢シーサイドラインを無料で利用できる乗車券を交付します。25年10月から、新たに軽度知的障害児・者（愛の手帳B2所持者）にも対象を拡大します。 また、利用者負担金年額1,200円（20歳未満600円）を導入します。（市会継続審査中）			
2 重度障害者タクシー料金助成事業 〈拡充〉あんしん 370,707千円 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。25年10月から、1か月7枚までの月利用制限を撤廃します。また、新たに重度精神障害児・者（精神障害者保健福祉手帳1級所持者）にも対象を拡大します。 （1）助成額 1枚500円 （2）交付枚数 年84枚（1乗車で複数枚使用可） ※人工透析に通う腎臓機能障害者は年168枚			
3 障害者ガイドヘルプ事業 〈拡充〉あんしん 1,987,872千円 〈19ページの16の2の再掲〉 重度の身体障害、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ヘルパーが付き添います。 （1）日常生活上必要な外出、余暇活動への外出支援 （2）通学・通所支援も新たに実施 （3）月基準時間の見直し（原則30時間）			
4 ガイドボランティア事業 〈拡充〉あんしん 〈18ページの(2)イの再掲〉 67,482千円 視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ボランティアがガイドを行います。 （1）日常生活上必要な外出、通学・通所への支援 （2）ガイドボランティア研修の実施 （3）余暇活動の外出支援、通学の見守り支援も新たに実施 （4）奨励金の額の見直し（1回500円、ただし交通費が生じる場合は、1,000円） （5）身体障害者手帳要件を緩和し、対象を拡大			
5 移動情報センター運営等事業 【中期】あんしん 〈18ページの(2)アの再掲〉 58,759千円			
6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業 あんしん 〈18ページの(2)イの再掲〉 6,360千円			
7 ハンディキャブ事業 64,312千円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ（リフト付小型車両）の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。（運行車両6台・貸出車両2台）			
8 障害者施設等通所者交通費助成事業 301,787千円 施設等に通所する知的・身体障害者とその介助者及び精神障害者に対し、通所の交通費を助成します。			
9 自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 17,496千円 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。			

18	障害者の 地域生活支援事業		事業内容
本年度	千円 6,132,148		1 障害者地域活動ホーム運営事業 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設である「障害者地域活動ホーム」に、事業委託及び運営費助成等を行います。 (1) 社会福祉法人型 3,161,915千円 ア 設置状況 18か所（前年度 18か所） イ 実施事業 (ア) 相談支援事業 ※障害者相談支援事業で計上 (イ) 生活支援事業 (ウ) 日中活動事業（障害者総合支援法事業）
前年度	5,401,712		
差引	730,436		(2) 機能強化型 (従来型予算を含む) 1,840,809千円 ア 設置状況 22か所（前年度22か所） イ 実施事業 (ア) 生活支援事業 あんしん 生活支援基本事業実施 9ホーム (イ) 日中活動事業（障害者総合支援法事業）
本年度の 財源内訳	国	1,763,150	(3) 従来型 1か所（前年度1か所）
	県	845,049	
	その他	61	
	市費	3,523,888	
2 精神障害者生活支援センター運営事業 867,911千円 精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの運営費を助成します。 (1) 設置状況 ア A型（公設型）：指定管理者による管理運営（9か所） A型については、「地域移行・地域定着支援事業」と「自立生活アシスタント事業」を指定管理業務として実施します。 イ B型（民設型）：運営団体への運営費助成（9か所）			
3 障害者自立生活アシスタント事業 あんしん 261,513千円 〈18ページの(3)アの再掲〉 地域で生活する単身等の障害者に対し専任の支援職員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図ります。 (1) 対象となる障害 知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害 (2) 実施か所数 36か所			

19	障害者グループホーム設置運営事業		事業内容 「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。
本年度		千円 8,595,140	1 設置費補助 〈拡充〉 195,500千円 新設 42か所 (うち2か所は障害児施設の加齢児の移行先相当分) 移転 8か所
前年度		8,115,861	2 運営費補助 8,321,010千円 615か所(A型35、B型580) うち新規 42か所 (1) 運営基本費(国基準+加算) (2) 家賃補助(月額家賃1/2)
差引		479,279	3 法定事業移行支援 19,017千円
本年度の財源内訳	国	2,861,959	4 高齢化・重度化対応事業 あんしん 59,613千円 (17ページの2(1)の再掲) 高齢化・重度化しても障害者が安心して地域で生活し続けられる場を提供するため、高齢化・重度化対応グループホーム事業をモデル実施します。 また、既存のホームで必要となるバリアフリー改修に対し助成を行います。
	県	1,459,979	
	その他	—	
	市費	4,273,202	

20	小規模通所施設補助事業		事業内容 地域作業所や法定事業に移行した小規模な通所施設等に対し、運営費、借地借家等の経費を助成します。
本年度		千円 4,973,478	1 障害者地域作業所助成事業 102,007千円 身体・知的 2か所 (1) 運営基本費 10,366千円~15,176千円/か所 (2) 借地借家費等
前年度		5,024,429	2 地域活動支援センター運営事業 あんしん 4,494,101千円 身体・知的 136か所 精神 77か所 (うち新規 身体・知的 5か所) (1) 運営基本費 13,444千円~18,497千円/か所 (2) 借地借家費等
差引		△ 50,951	3 法定事業移行支援事業 377,370千円 身体・知的 73か所 精神 12か所 (1) 借地借家費 (2) 移行支援補助金
本年度の財源内訳	国	1,416,431	
	県	708,215	
	その他	12	
	市費	2,848,820	

21	障害者施設整備事業等		事業内容
			1 障害者施設整備事業 2,148,066千円
本年度		千円 2,735,099	<p>障害者が自立した日常生活を送るために必要な支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建設費等の助成を行います。</p> <p>耐震構造に問題があり、老朽化が著しい施設は、建替え等による整備を行うことにより、地震や火災などの諸災害から入所者等の安全を確保するとともに、安定した支援等を行うための施設環境を改善し、入所者等の地域生活への移行を推進します。</p> <p>(1) 建設 2か所 多機能型拠点（都筑区）【中期】 あんしん 〈17ページの1(2)の再掲〉 (25年度開所予定) 民間障害者施設耐震対策（旭区）(25年度完了予定)</p> <p>(2) 設計・建設 1か所 民間障害者施設耐震対策（神奈川区） (26年度完了予定)</p> <p>(3) 設計 2か所 民間障害者施設耐震対策（保土ヶ谷区、旭区）</p> <p>(4) 改修 3か所 大規模修繕（磯子区、金沢区、栄区）</p>
前年度		1,971,256	
差引		763,843	
本年度の財源内訳	国	72,648	
	県	210,200	
	その他	166	
	市債	581,000	
	市費	1,871,085	

[障害者施設整備事業]

	事業・施設名称	所在地	事業スケジュール(年度)	事業主体
建設	多機能型拠点（都筑区）	都筑区佐江戸町	設計:H22～23、施工:H24～25	(福)キャマロード
	民間障害者施設耐震対策(光の丘)	旭区白根七丁目	設計:H22～23、施工:H24～25	(福)白根学園
設計及び建設	民間障害者施設耐震対策(ゆかり荘)	神奈川区三ツ沢上町	設計:H24～25、施工:H25～26	(財)紫雲会
設計	民間障害者施設耐震対策(恵和青年寮・恵和館)	保土ヶ谷区今井町	設計:H24～25、施工:H26以降	(福)恵和
	民間障害者施設耐震対策(借恵)	旭区上白根町	設計:H25～26、施工:H27以降	(福)借恵園
改修	大規模修繕(ぼこ・あ・ぼこ)	磯子区新杉田町	施工:H25(単年度)	(福)電機神奈川福祉会
	大規模修繕(航わたる)	金沢区釜利谷南二丁目	施工:H25(単年度)	(福)すみなす会
	大規模修繕(地域活動ホーム径みち)	栄区桂台中	施工:H25(単年度)	(福)訪問の家

2 障害者地域活動ホーム整備事業

587,033千円

22	自殺対策事業		事業内容 社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。【中期】
本年度	千円 42,032		1 地域連携 24,022千円 (1) 講演会の開催、印刷媒体等での普及啓発活動 (2) 人材育成研修、調査分析 関係機関職員や地域支援者を対象に、自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的役割を担う人材(ゲートキーパー)養成研修等を行います。
前年度	41,921		(3) 区局による推進 地域特性に合わせた区取組を強化するとともに、自殺の背景にある様々な社会的要因へ対応するため、全庁的な取組を推進します。
差引	111		2 地域自殺対策情報センター運営 8,167千円 地域における関係機関の連携推進や人材育成の拠点として、連絡調整会議や研修を開催することで自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ります。
本年度の財源内訳	国	4,887	3 自死遺族支援等 9,843千円 電話相談や分かち合いの場(集い)の実施を通して自死遺族の支援等を行います。
	県	25,900	
	その他	34	
	市費	11,211	

23	精神科医療体制の確保		事業内容
本年度	千円 268,202		1 精神科救急医療対策事業 264,514千円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。
前年度	295,503		(1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。
差引	△ 27,301		(2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。
本年度の財源内訳	国	26,211	(3) 精神科身体合併症転院受入病院(全3病院14床) 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
	県	—	2 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 3,688千円
	その他	220	整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
	市費	241,771	

24	重度障害者 医療費援助事業		事業内容 1 重度障害者医療費援助事業 〈拡充〉 9,685,852千円 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級（入院を除く。25年10月施行） (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 14,610人 イ 国民健康保険加入者 17,991人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,316人 計 54,917人
本年度		千円 14,378,853	
前年度		13,420,539	
差引		958,314	
本年度の 財源内訳	国	2,345,938	2 更生医療給付事業 4,693,001千円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 1,283人
	県	4,337,575	
	その他	2,180,974	
	市費	5,514,366	

25	障害者 就労支援事業		事業内容 国や県の動向を踏まえ、市民にもっとも身近な自治体として、きめ細やか、かつ先駆的な施策を求職者側・求人側双方に展開し、障害者の就労機会の拡大を図ります。
本年度		千円 317,098	1 基盤強化施策 297,581千円 障害者の就労相談・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営や、職業能力開発プロモーターによる職場実習先の開拓・ネットワークの構築、障害者の実習等を行い、障害者の就労支援基盤の強化を図ります。
前年度		288,519	障害者就労支援センターの運営 【中期】 9か所（うち新設 1か所（港北区））
差引		28,579	2 スキルアップ施策 10,504千円 市内の農家やふれあいショップでの就労訓練を通じた、スキルアップ支援を行います。
本年度の 財源内訳	国	8,796	3 就労の場の拡大施策 9,013千円 障害者雇用の優良事例の紹介や、事務分野における障害者雇用などを通じ、障害者就労への理解を深め、就労の場の拡大を図ります。
	県	—	
	その他	8,717	
	市費	299,585	

障害児福祉保健課 予算概要

平成25年度 こども青少年局予算案総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	本年度	前年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	213,236,558	209,753,800	3,482,758	1.7	
青少年費	19,932,432	19,966,738	△ 34,306	△ 0.2	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	102,645,091	96,791,567	5,853,524	6.0	地域子育て支援費、保育所運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所整備費
こども福祉保健費	90,659,035	92,995,495	△ 2,336,460	△ 2.5	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	654,190	646,999	7,191	1.1	
特別会計繰出金	654,190	646,999	7,191	1.1	母子寡婦福祉資金、水道、自動車及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	213,890,748	210,400,799	3,489,949	1.7	※児童手当等に関する事業費を除くと前年度比4.3%増
(特別会計)					
母子寡婦福祉資金会計	680,879	608,420	72,459	11.9	母子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	680,879	608,420	72,459	11.9	

13	地域療育センター 関係事業	
本 年 度		千円 3,326,546
前 年 度		2,922,640
差 引		403,906
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—
	県	—
	その他	117
	市 費	3,326,429

事業内容

0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関・地域における中核機関として市内方面別に設置している地域療育センターの運営を行います。

また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。

1 地域療育センター運営事業<拡充> 2,872,452千円

心身に障害がある、又はその疑いのある児童の、地域における療育体制の充実などを目的として、方面別に設置している地域療育センターの運営を行います。

平成25年4月に8か所目のセンターとして港南区と栄区を担当する「よこはま港南地域療育センター」を開所します。

また、国制度上の位置づけである児童発達支援センターとして必須事業の「保育所等訪問支援」及び「障害児相談支援」の2事業を25年度から開始します。

(1) センター一覧及び予算内訳

(単位：千円)

センター名	運営法人等	本年度予算
1 南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	393,695
2 中部地域療育センター		359,594
3 東部地域療育センター		372,958
4 戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	402,024
5 北部地域療育センター		347,018
6 西部地域療育センター	民設民営：(福)十愛療育会	357,324
7 地域療育センターあおば		295,435
8 よこはま港南地域療育センター	民設民営：(福)横浜市リハビリテーション事業団	344,404
計		2,872,452

※総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。

(2) サービス内容

- ・相談・地域サービス部門：福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
- ・診療部門：診断、検査、評価、訓練指導等
- ・通園部門：福祉型児童発達支援センター(知的障害児)、医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)、児童発達支援事業所(発達障害児)

2 地域療育センター学校支援事業<拡充> 138,649千円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。

・実施か所 9か所(前年度8か所)

(1) 小学校教職員を対象とした研修

一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力

(2) 小学校教職員への技術的支援

児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など

3 地域療育センター発達障害児通所支援事業<拡充> 315,445千円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的障害のない発達障害児を対象に集団療育を行います。

・実施か所 9か所(前年度8か所)

14	学 齢 障 害 児 へ の 援 支	<p>事業内容</p> <p>就学後の児童を対象とした支援として、障害児が放課後等に安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進するとともに、主に中学・高校生年代の発達障害児を対象に診療、相談、関係機関調整等の支援を実施します。</p>																									
本 年 度	千円	278,161																									
前 年 度		327,990																									
差 引		△ 49,829																									
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—																									
	県	—																									
	その他	—																									
	市 費	278,161																									
		<p>1 障害児居場所づくり事業 175,887千円</p> <p>主に学齢期の障害児が、放課後や夏休み等にのびのびと過ごすことのできる居場所を確保することで、障害児の豊かな人間性を育むとともに、家族の安定した生活と社会参加が実現できる環境を整えます。</p> <p>また、医療的ケアの必要な肢体不自由児や重症心身障害児等の受入を行うため、引き続き3か所において看護師の配置による加算を実施します。 (将来にわたるあんしん施策に含む。)</p> <p>児童福祉法の改正に伴い創設された、同趣旨の国事業(放課後等デイサービス)への移行を引き続き進めます。</p> <p>【実施か所数】 15か所 (前年度見込17か所) (単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規模</th> <th>1日あたりの平均利用人数</th> <th>か所数</th> <th>1か所あたりの補助額(最大)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>13人以上</td> <td>2</td> <td>17,636</td> </tr> <tr> <td>中規模</td> <td>10人以上13人未満</td> <td>5</td> <td>14,479</td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>6人以上10人未満</td> <td>7</td> <td>9,881</td> </tr> <tr> <td>特小規模</td> <td>3人以上6人未満</td> <td>1</td> <td>8,077</td> </tr> <tr> <td>看護師加算</td> <td></td> <td>3</td> <td>214 (月最大額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国事業移行見込み事業所1か所を含む(7月から)</p>		規模	1日あたりの平均利用人数	か所数	1か所あたりの補助額(最大)	大規模	13人以上	2	17,636	中規模	10人以上13人未満	5	14,479	小規模	6人以上10人未満	7	9,881	特小規模	3人以上6人未満	1	8,077	看護師加算		3	214 (月最大額)
規模	1日あたりの平均利用人数	か所数	1か所あたりの補助額(最大)																								
大規模	13人以上	2	17,636																								
中規模	10人以上13人未満	5	14,479																								
小規模	6人以上10人未満	7	9,881																								
特小規模	3人以上6人未満	1	8,077																								
看護師加算		3	214 (月最大額)																								
		<p>2 学齢後期障害児支援事業<拡充> 102,274千円</p> <p>学齢後期(中学・高校生年代)の主として発達障害のある児童又はその疑いのある児童を対象として、思春期における、障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整などを行います。</p> <p><u>専門的な相談を希望する利用者の増加に対応するため、25年度は実施機関を2か所から3か所に拡充します。</u></p> <p>・実施機関</p> <p>1 小児療育相談センター(所在地:神奈川県西神奈川1丁目9番1号)</p> <p>(1) 実施内容 診療(初診、再診)、相談、相談に基づく関係機関との連携・支援、家族を対象とした勉強会等</p> <p>(2) 配置スタッフ 医師、看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカー</p> <p>2 総合リハビリテーションセンター(所在地:港北区鳥山町1770番地)</p> <p>(1) 実施内容 診療(初診、再診)、相談等</p> <p>(2) 配置スタッフ 医師、看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカー</p> <p>3 新規事業所</p> <p>(1) 実施内容 <u>相談、相談に基づく関係機関との連携・支援、家族を対象とした勉強会の開催等</u></p> <p>(2) 配置スタッフ <u>臨床心理士、ソーシャルワーカー</u></p>																									

15	在宅障害児及び施設利用児童への支援		<p>1 メディカルショートステイシステム事業<拡充> 28,510千円</p> <p>常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院・地域中核病院の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。</p> <p><u>25年度は、対象年齢を18歳未満から成人まで引き上げるなどの拡充を行うため、協力医療機関の増加を図ります。</u></p> <p>・協力医療機関9病院（前年度7病院） （将来にわたるあんしん施策に含む。）</p> <p>2 医療環境整備事業 3,010千円</p> <p>医療的ケアを要する重症心身障害児者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者によるネットワーク連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。</p> <p>また、重症心身障害児者のかかりつけ医と一次医療機関・二次医療機関のネットワーク構築に向けて検討を行います。</p> <p>3 障害児通所支援事業<拡充> 1,589,903千円</p> <p>児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（①未就学児に対する児童発達支援、②就学児に対する放課後等デイサービス）を利用する者に対して給付費を支出します。</p> <p>また、25年度から、この通所サービスを利用する際の利用計画書の作成とサービス事業者との連絡調整を行う「<u>障害児相談支援</u>」と、保育所や幼稚園等を訪問して集団生活への適応促進を図るため、障害児に個別療育支援等を行う「<u>保育所等訪問支援</u>」に対し、新たに給付を開始します。</p> <p><25年度見込み数：約2,350人></p> <p>4 障害児入所支援事業等 978,251千円</p> <p>養護上の課題や、障害に伴う社会生活上の課題の解決のために、児童相談所による利用調整を経て、障害児施設への入所に伴う費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。また、措置以外の入所給付を受けて入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、本市独自の利用者負担助成を行います。</p> <p><25年度見込み数：224人></p> <p>5 民間障害児施設運営費助成事業 469,796千円</p> <p>障害児入所施設に対して職員の加配等を行い施設機能を強化することにより、支援の充実を図ります。<25年度見込み数：245人></p>	
	本年度	千円		3,069,470
	前年度			2,506,396
	差引			563,074
本年度の財源内訳	国		1,272,301	
	県		395,980	
	その他		20,979	
	市費		1,380,210	

16	障害児施設の備	
本年度		千円 173,715
前年度		87,934
差引		85,781
本年度の財源内訳	国	4,441
	県	—
	その他	—
	市費	169,274

1 重症心身障害児施設の整備 152,038千円

市内の重症心身障害児施設が不足しており、市外・県外施設にも入所せざるを得ない状況となっています。また、在宅で早期に入所が必要な方も多くいる状況です。

これらを改善するため、市内3か所目の施設を整備します。25年度は実施設計を実施し、着工します。（将来にわたるあんしん施策に含む。）

<整備スケジュール>

22年度：基礎調査
23年度：法人選定
24年度：基本設計
25年度：実施設計、着工
26年度：工事
27年度：しゅん工、開所予定

<整備地>

港南区港南台4丁目6番地

<定員>

160人（長期入所 136人、短期入所 24人）

<設置運営法人>

社会福祉法人十愛療育会

2 横浜市なしの木学園の再整備 15,198千円

老朽化が進んでいる福祉型障害児入所施設「横浜市なしの木学園」について、より望ましい生活環境を確保するために、民営化及び現敷地内での再整備を行います。25年度は運営法人の選定及び基本設計を実施します。（将来にわたるあんしん施策に含む。）

<整備及び民営化スケジュール>

24年度：基本調査
25年度：法人選定、基本設計
26年度：実施設計、運営引継ぎ
27年度：選定法人による運営開始（民営化）、新棟着工
28年度：新棟しゅん工
29年度：既存棟改修

<所在地>

泉区下飯田町330番地

<定員>

70人（長期入所 60人、短期入所 10人）

3 白根学園児童寮の再整備 6,479千円

福祉型障害児入所施設「白根学園児童寮」について、老朽化及び耐震上の問題を解消し、入所児童に適切な支援を提供できる環境を整えるため、現敷地内で再整備を行います。25年度は実施設計を実施します。

<整備スケジュール>

24年度：基本設計、25年度：実施設計、26年度：着工、27年度：しゅん工、既存棟解体

<所在地>

旭区白根7丁目10番6号

<定員>

34人（長期入所 30人、短期入所 4人）

<運営法人>

社会福祉法人白根学園

精神保健福祉対策事業について

I 平成24年度 精神保健福祉対策事業実績

1 こころの健康相談センター事業

(1) 技術支援・協力

福祉保健センター及び関係機関に対し、技術支援・協力を行いました。

	区福祉保健センター支援	関係機関支援
相談延べ件数	142件	129件

(2) 精神保健福祉相談

① こころの電話相談（平日夜間・休日、365日・22時まで）

相談実件数	2,092件
相談延べ件数	7,499件

② アルコール・薬物特定相談

	アルコール	薬物	ギャンブル	その他
専門医相談延べ件数	13件	7件	0件	4件

また、薬物依存症家族教室を年間で10回実施したほか、依存症対応研修を2講座開催しました。

③ 思春期・ひきこもり特定相談

カウンセラー相談延べ件数	8件
--------------	----

④ その他

このほか、平日昼間に、電話相談および面接相談を行いました。

電話相談延べ件数	1,038件
面接相談延べ件数	66件

(3) 教育研修

福祉保健センター等の職員に対して、研修を行いました。

また、他機関の依頼により、当センターの職員を講師として派遣しました。

主催研修	28回
他機関主催研修（講師派遣）	22回

(4) 普及啓発

広報印刷物を発行したほか、講演会を実施しました。

また、他機関の依頼により、当センターの職員を講師として派遣しました。

広報印刷物の発行（新規）	1回
主催講演会	6回
他機関主催講演会（講師派遣）	6回

(5) 調査研究・学会発表

資料の収集等をおし、地域精神保健福祉活動の実態を把握し、関係機関等に情報の提供等を行いました。また、学会や誌面における発表を行いました。

2 精神医療適正化対策事業

(1) 精神医療審査会

市内の精神科病院から提出される医療保護入院者の入院届・定期病状報告、措置入院者の定期病状報告、及び入院患者等からの退院・処遇の改善請求について、入院又は処遇の適否の審査を行う精神医療審査会を運営しました。

① 精神医療審査会の開催

医療委員3名、法律家委員1名及び有識者委員1名で構成する合議体による審査会を定期的に行いました。

年間36回	第1合議体	毎月1回	第3木曜日
	第2合議体	毎月1回	第1木曜日
	第3合議体	毎月1回	第4木曜日

② 審査結果

ア 書類審査

精神科病院から提出された報告書等について、入院の可否を審査しました。

	審 査	審査結果		
		適 当	移 行	不 要
医 療 保 護 入 院 届	4,223	4,218	0	5
医 療 保 護 定 期 病 状 報 告	1,815	1,815	0	0
措 置 定 期 病 状 報 告	11	11	0	0
合 計	6,049	6,044	0	5

(件)

適当：現在の入院形態での入院が適当と認められる。

移行：他の入院形態への移行が適当と認められる。

不要：入院の継続の必要は認められない。

イ 退院又は処遇改善請求審査

委員が病院に出向き、請求者、病院管理者、入院患者及び保護者に対し意見を聴き、入院の可否又は処遇の適否について審査しました。

(件)

	審 査	審査結果			
		適 当	移 行	不 要	不 適 当
退 院 請 求	57	54	3	0	
処 遇 改 善 請 求	15 (8)	15 (8)			0
合 計	72	69	3	0	0

* 括弧内の数字は退院請求との重複請求

適当：引き続き現在の入院形態での入院が適当又は処遇は適当と認められる。

移行：他の入院形態への移行が適当と認められる。

不要：入院の継続の必要は認められない。

不適當：処遇は適当と認められない。

(2) 精神科病院実地指導等

① 精神科病院等実地指導（精神保健福祉法第38条の6）

市内の精神科病床を持つ全病院に対し、入院患者の処遇、定床数の遵守や人員配置、施設・設備の管理、入院者の届出事務等について実地に調査し、入院患者の人権に配慮した適正な医療が確保されるよう指導しています。

② 入院患者実地審査（精神保健福祉法第38条の6）

入院後3か月（及び必要に応じ1年）を経過した横浜市の措置入院者全員、及び横浜市内の精神科病院等に入院している医療保護入院者の一部（病床数の1%）を対象に、本市の依頼した精神保健指定医が、入院の要否と処遇の適否について審査しています。

平成24年度実施者数	77人（措置8人、医療保護69人）
------------	-------------------

3 医療費公費負担事業

(1) 通院医療費（24年度実績）

精神障害の治療のために要した通院医療費の一部を公費で負担しています。

対象者数	支払総額
49,015人	6,704,789,843円

(2) 措置入院医療費（23年度実績）

市長の命令により措置入院した患者の入院医療費を公費負担しています。

対象者数	支払総額
607人	112,173,988円

4 精神障害者保健福祉手帳

精神障害の状態を証する手段となる手帳を交付して、手帳所持者に対する各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

(1) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

自立支援医療（障害者自立支援法第52条）及び精神障害者保健福祉手帳交付（精神保健福祉法45条）申請に伴う判定業務を行いました。

① 判定会議の開催

センター医師 1 名及び外部精神保健指定医 4 名で構成する判定会議を定期に開催しました。

年間24回	毎月 2 回	第 2 水曜日、第 4 火曜日
-------	--------	-----------------

② 自立支援医療(精神通院医療)の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、公費負担医療の適否を判定しました。

判定件数	判定結果
20, 287 件	(承認) 20, 256 件

③ 精神保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。

判定件数	判定結果
8, 370件	(1 級) 672 件
	(2 級) 3, 609 件
	(3 級) 3, 975 件
	(不承認) 114 件

(2) 平成24年度手帳所持者数(平成25年 3 月末)

総 計	1 級	2 級	3 級
24, 538	2, 694	13, 399	8, 445

(3) 平成24年度新規交付者数 3, 247件

5 精神障害者入院医療援護金助成事業

市民税所得割額104,400円以下の世帯で1か月以上入院した場合に、1か月につき1万円を助成しています。(24年度実績)

対象者数	助成件数	支払総額
1,979人	14,169件	147,949,500円

6 精神科救急医療対策事業

精神保健福祉法に基づく通報等に対して診察、移送及び入院措置を行う三次救急、救急医療相談に対して医療機関紹介を行う二次救急及び初期救急を実施するための精神科救急医療体制を運営しています。

(1) 三次救急(平成25年3月末現在)

ア 通報等の実績(件数)

- 23条(一般人の申請)
- 24条(警察官の通報)
- 25条(検察官の通報)
- 25条の2(保護観察所長の通報)
- 26条(矯正施設の長の通報)
- 26条の2(精神病院の管理者の届出)
- 27条2項(市長の職権による診察)

(件)

	申請 通報	診察 不実施	診察件数及び診察結果内訳						
			措置	緊急 措置	医療 保護	任意 入院	通院 診療	医療 不要	
23条	1	2	0	0	0	0	0	0	0
24条	408	132	251	161	49	10	0	28	3
25条	64	29	34	24	0	7	0	3	0
25条の2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26条	86	86	0	0	0	0	0	0	0
26条の2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26条の3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27条2項	1	0	1	1	0	0	0	0	0
合計	560	249	286	186	49	17	0	31	3

- * 23条については、23年度申請～24年度不実施が1件あり
- * 24条については、通報取り下げ25件
- * 25条については、24年度通報～25年度持越しが1件あり

イ 警察官通報への夜間・休日・深夜対応

病院名	救急病床数
県立芹香病院	16床
北里大学東病院	3床
市大センター病院	3床
川崎市立川崎病院	2床
昭和大学横浜市北部病院	3床
横浜市立みなと赤十字病院	3床
済生会横浜市東部病院	3床

合計 7病院 33床

市民専用病床 実績

年度	病院名	入院者数			平均在院日数
		警察官通報等経由 (ハード救急)	精神科救急情報窓口 (ソフト救急)		
平成24年度	市大センター病院 (3床)	29名	23名	6名	27.0日
平成25年度 4月~6月	市大センター病院 (3床)	6名	2名	4名	20.7日
	北部病院(3床)	8名	6名	2名	

※ 昭和大学北部病院市民専用病床3床が運用開始となったのは平成25年3月29日からです。

夜間・休日・深夜の警察官通報の状況

(件)

	通報件数	取り下げ	診察不実施	診察件数及び診察結果内訳					
				措置入院	医療保護	任意入院	通院診療	医療不要	
夜間	103	3	39	70	57	4	0	8	1
休日	56	4	16	23	20	0	0	3	0
深夜	131	14	42	92	72	5	0	13	2

* 通報件数は、受理した時間帯に、診察件数は、実施した時間帯に計上

ウ 患者移送の状況

警察官通報等について、保護場所等から診察場所までの患者移送を、平成14年6月から24時間体制で実施しています。また、平成22年度から、精神保健福祉法第34条に基づく、医療保護入院等のための移送を実施しています。

市による移送の件数						
医療保護入院のための移送	警察官通報等による患者移送					合計
	平日 昼間	夜間	休日 昼間	深夜	小計	
0件	64件	70件	25件	93件	252件	252件

(2) 二次救急

相談件数	3,549件
病院紹介件数等	283件

(3) 初期救急

平成16年10月から土曜午後と休日昼間に初期救急医療事業を実施しています。

	実施日数	診察件数
24年度	120日	91件

Ⅱ 平成 25 年度 こころの健康相談センターの取組について

1 精神保健福祉センターとしての法定業務を着実に実施

(1) 精神保健福祉相談の推進

- ・ 区職員等に対し、研修や会議を通じ、技術支援を充実

(2) 精神障害者保健福祉手帳業務等を実施

- ・ 精神障害者保健福祉手帳の判定・交付等

2 精神科救急業務体制の維持及び拡充策の検討

- ・ 切れ目のない精神科救急受入れ体制確保

3 災害時の対応を検討

- ・ こころのケアマニュアルの改訂

4 自殺対策事業

- ・ 地域特性や社会的要因への対応として、区局による自殺対策事業の推進
- ・ ゲートキーパーの育成及びその養成研修を開催のできる人材の育成
- ・ 自死遺族の支援

Ⅲ 平成24年度精神障害者生活支援センターの取組について

1 センター事業業務実績

(1) A型 公設民営型 (指定管理)

	神奈川	栄	港南	保土ヶ谷	緑	磯子	港北	鶴見	中	
開所日数	353	353	353	353	353	353	353	353	6	
登録者数	1002	942	1411	805	902	1019	960	487	66	
実利用者数	14252	9698	11497	14582	10178	10516	10528	18229	130	
(一日平均)	40.4	27.4	32.6	41.3	28.8	29.8	29.8	51.6	21.7	
利用者数(延)	31255	23157	24467	30169	25656	24104	27569	27476	267	
(一日平均)	88.5	65.4	69.3	85.5	72.7	68.3	78.1	77.8	44.5	
各サービス	食事サービス(延)	7417	5963	6293	8568	6527	6021	4543	6276	63
	(一日平均)	21	16.8	17.8	24.3	18.5	17.1	12.9	17.8	10.5
	入浴サービス(延)	3697	271	1469	372	361	1547	287	859	6
	(一日平均)	10.5	0.8	4.2	1.1	1	4.4	0.8	2.4	1
	洗濯サービス(延)	0	203	164	315	134	309	58	258	3
	(一日平均)	0	0.6	0.5	0.9	0.4	0.9	0.2	0.7	0.5
	インターネットサービス(延)	490	83	34	221	977	655	723	395	13
	(一日平均)	1.4	0.2	0.1	0.6	2.8	1.9	2	1.1	2.2
	電話相談(延)	16266	12201	12714	14434	14227	12720	16309	7878	133
	(一日平均)	46.1	34.5	36	40.9	40.3	36	46.2	22.3	22.2
	面接相談(延)	1162	1549	1788	1791	1227	970	2359	1514	57
	(一日平均)	3.3	4.4	5.1	5.1	3.5	2.7	6.7	4.3	9.5
	訪問・同行	285	112	94	269	177	151	96	247	0
	(一日平均)	0.8	0.3	0.3	0.8	0.5	0.4	0.3	0.7	0
	面接(非構造)	1621	5435	1971	1843	2080	2439	2950	12290	46
	(一日平均)	4.6	15.4	5.6	5.2	5.9	6.9	8.4	34.8	7.7
	自主事業	224	99	135	114	116	194	84	76	0
	(参加人員)	1642	1416	1559	833	1320	1883	1039	1071	0
	地域交流事業	15	46	56	66	56	27	18	26	0
	(参加人員)	316	2765	1657	891	981	87	115	451	0

(2) B型 民設民営型

	旭	金沢	泉	南	都筑	青葉	西	戸塚	瀬谷	
開所日数	255	256	236	259	256	258	241	256	255	
登録者数	392	515	375	650	422	473	98	380	240	
実利用者数	7885	3584	4204	5470	3182	3849	2728	4360	3113	
(一日平均)	30.9	14	17.8	21.1	12.4	14.9	11.3	17	12.2	
利用者数(延)	15042	8771	7709	10329	7344	17671	7728	8505	6484	
(一日平均)	59	34.3	32.7	39.9	28.7	68.5	32.1	33.2	25.4	
各サービス	食事サービス(延)	1376	2121	916	5336	1471	1030	1201	1919	1096
	(一日平均)	5.4	8.3	3.9	20.6	5.7	4	5	7.5	4.3
	入浴サービス(延)	173	146	227	116	20	0	0	206	215
	(一日平均)	0.7	0.6	1	0.4	0.1	0	0	0.8	0.8
	洗濯サービス(延)	8	0	54	49	21	60	0	37	19
	(一日平均)	0	0	0.2	0.2	0.1	0.2	0	0.1	0.1
	インターネットサービス(延)	0	5	0	80	985	23	0	0	0
	(一日平均)	0	0	0	0.3	3.8	0.1	0	0	0
	電話相談(延)	5480	4669	2293	4301	3305	8888	3597	3882	3185
	(一日平均)	21.5	18.2	9.7	16.6	12.9	34.4	14.9	15.2	12.5
	面接相談(延)	1381	528	675	450	225	872	1144	957	469
	(一日平均)	5.4	2.1	2.9	1.7	0.9	3.4	4.7	3.7	1.8
	訪問・同行	160	91	246	101	30	2224	103	196	74
	(一日平均)	0.6	0.4	1	0.4	0.1	8.6	0.4	0.8	0.3
	面接(非構造)	6170	2797	663	315	1279	2104	2143	1928	203
	(一日平均)	24.2	10.9	2.8	1.2	5	8.2	8.9	7.5	0.8
	自主事業	1075	144	379	86	104	182	118	93	96
	(参加人員)	6629	856	2794	812	1026	2591	1806	780	799
	地域交流事業	270	2	15	1	11	64	48	18	4
	(参加人員)	1283	122	335	1	226	5519	440	415	271

2 平成25年4月から開始した事業

(1) 計画相談支援事業について（サービス等利用計画作成）

・障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく支援する。障害者の心身の状況や環境、サービスに関する意向等を勘案し、サービス等利用計画を作成する等の支援を行う。

- ・A型生活支援センター9か所で指定管理業務として実施。
- ・B型生活支援センター5か所（旭区、南区、都筑区、青葉区、戸塚区）で任意で実施。

(2) 地域相談支援事業について（地域移行支援・地域定着支援）

・地域移行支援：精神科病院に入院している精神障害者や、障害者支援施設等に入所している障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

・地域定着支援：居宅において単身で生活する障害者や、居宅において同居している家族等が障害は疾病の為、緊急時等の支援が見込めない状況にある障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害特定に起因して生じた緊急事態等に相談支援を行います。

- ・A型生活支援センター9か所で指定管理業務として実施。
- ・B型生活支援センター4か所（旭区、泉区、南区、青葉区）で任意で実施。

3 その他の事業

(1) 横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業（通称：横浜市退院サポート事業）

- ・精神科医療機関や協力機関等との連携を強化し、精神障害者の地域移行を進め地域生活を安定・継続させる体制の充実に資することにより、円滑な地域移行・地域定着を図るための事業。
- ・A型生活支援センター9か所で指定管理業務として実施。

① 精神科病院との協働事業の実績

病院内にて	OTへの参加	67回	生活支援センターにて	入院患者を対象とした事業	15回
	入院患者を対象とした事業	13回	その他 地域施設や関係機関にて	入院患者を対象とした事業	8回
	病院スタッフを対象とした研修会	4回		地域の関係者に向けた事業	3回
	ピアスタッフによる事業	12回	合計		122回

② 地域移行へ向けた個別支援の実績

総支援対象者数	支援中止	支援継続	退院	疾患名					
				居宅	GH	生活訓練施設	その他	統合失調症	その他
59	4	37	18	6	6	6	1	48	11

支援対象者の延べ入院期間： 平均 10年5か月

支援対象者の年齢： 平均 50歳

(2) 障害者自立生活アシスタント事業

- ・ 障害者が地域で自立した生活を送ることができる社会を実現するために、身近な地域での日常生活上の相談・助言、情報提供、コミュニケーション支援を総合的に行うための事業。
- ・ A型生活支援センター9か所にて指定管理業務として実施
- ・ B型生活支援センターは委託業務として実施（旭、金沢、泉、南、青葉）

手帳別	愛の手帳	A1	3
		A2	47
		B1	196
		B2	177
	精神障害者 保健福祉手帳	1級	47
		2級	209
		3級	78
	身体障害者手帳		43
	複数の手帳あり(再掲)		65
	手帳なし		35

- ※ 障害者自立生活アシスタント全事業所（36か所）での集計結果
- ※ 平成24年度登録者数総数761名
- ※ 主たる対象者を精神障害者としている事業所は全15か所

横浜市指定病院

< 指定病院の指定とは >

国立・都道府県立以外の精神科病院を指定して、措置入院者の入院に対応するもの。指定は、措置入院の受け入れ先として適切な施設であることを認定するもの。

< 指定病院の基準 > (平成8年3月21日厚生省告示第90号 一部抜粋)

- 次に掲げる人員(※1 医師と看護職員の配置。詳細は裏面へ。)を有し、かつ、都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の態勢を整えていること。
- 精神病床の数が50床以上であること。ただし、措置入院者に対して精神障害の医療以外の医療を提供するために十分な体制を有する病院であって20床以上の精神病床を有するものについては、地域において指定する必要があると認められる場合は、この限りではない。
- 措置入院者の医療及び保護を行うにつき必要な設備を有していること。

	経営種別	病院名	開設者	管理者	指定病床数 (床)	現在の指定期限
指定病院						
1	財団法人	財団法人紫雲会 横浜病院	須藤武彦	田村由江	30	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
2	学校法人	昭和大学 横浜市北部病院	小口勝司	田口進	15	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
3	公立大学法人	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	本多常高	平安良雄	15	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
4	医療法人	医療法人正和会 日野病院	徳田哲	馬場淳臣	14	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
5	医療法人社団	医療法人社団静心会 常盤台病院	長家尚	清水信	10	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
6	医療法人	医療法人誠心会 神奈川病院	佐伯彰	佐伯彰	30	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
7	財団法人	公益財団法人積善会 日向台病院	長谷川隆三	長谷川行洋	30	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
8	医療法人	医療法人緑水会 横浜丘の上病院	畑俊治	畑俊治	30	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
9	医療法人社団	医療法人社団哺育会 横浜相原病院	中村秀夫	吉田勝明	20	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
10	市立	みなと赤十字病院	横浜市長	四宮謙一	30	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
11	社会福祉法人	済生会横浜市東部病院	堀内茂実	三角隆彦	10	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
12	医療法人社団	医療法人社団養心会 鶴見西井病院	西井華子	西井華子	10	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
13	医療法人社団	医療法人社団 山手正恵会 ワシン坂病院	荒井政明	荒井政明	30	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
14	医療法人	医療法人正永会 港北病院	山口哲顕	山口哲顕	30	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
15	医療法人	医療法人積愛会 横浜舞岡病院	小池健	加瀬昭彦	30	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
計		15病院			334	
平成24年度に指定した病院						
1	医療法人	医療法人誠心会 あさひの丘病院	佐伯彰	福島瑞	20	平成24年10月1日から 平成26年3月31日まで
計		1病院			20	
合計		16病院			354	

※1 次の掲げる人員

- (1) 医師の数が、入院患者の数を3、外来患者の数を2.5をもって除した和との和が52までは3とし、それ以上16又はその端数を増すごとに1を加えた数以上であること。
- (2) 医師のうち2名以上は、常時勤務する法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医であること。
- (3) 措置入院者を入院させる病棟において看護を行う看護師及び准看護師の数が、入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

<参考>

●基準の特例

(精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定について 平成8年3月21日健医発第325号 各都道府県知事・各指定都市市長あて 厚生省保健医療局長通知 一部抜粋)

指摘基準の特例として、地域(おおむね二次医療圏)において措置入院者に対する医療及び保護のために特に指定する必要がある場合については、次のいずれかの要件に該当すると認めるときに限り指定を行えるものであること。

また、この場合においても、医療法の人員配置基準を満たしていない病院の指定は特に慎重に行うこととし、やむを得ず指定した場合においては、指定期限の間に指定基準を遵守できるよう改善すること。

(1) 省略(※横浜市では該当しないため)

(2) 地域における措置入院者の発生状況に鑑み、措置入院者の受入体制の維持に必要な場合や、専門的な医療提供の観点から確保が必要な場合に、指定基準の第1号3を満たさない精神科病院(平成23年2月28日において現に指定病院の指定を受けており、直近3年間において新規又は継続の措置入院者を受け入れている精神科病院に限る。)の中から指定を行えること。

なお、この場合においても、指定基準の第1号3を遵守できるよう改善を指導することとし、平成23年3月31日に行う更新の次の更新時期までに改善すること。